



宮 崎 県 公 報

令和 3 年 12 月 23 日 (木曜日) 第 266 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (“) 1
- 指定居宅サービス事業の廃止…………… (“) 2
- 指定介護予防サービス事業の廃止…………… (“) 2
- 保安林の指定予定の通知 (4件) …………… (自然環境課) 2
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 3
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (2件) …………… (“) 3

公 告

- 入札公告…………… 6

- 落札者等の公告…………… 7
- 病院局企業管理規程
- 県立病院料金等規程の一部を改正する企業管理規程…………… 7
- 公安委員会告示
- 宮崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規程の一部を改正する告示…………… 9
- 選挙管理委員会告示
- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 10
- 選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 10

告 示

宮崎県告示第 998号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123号) 第 41 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

令和 3 年 12 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 險 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4512110646	美郷町国民健康保険南郷診療所 通所リハビリテーション	宮崎県東臼杵郡美郷町南郷区神門1078	美郷町	宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区田代1番地	令和3年11月1日	通所リハビリテーション
4570601502	ヘルパーステーション虹の色	宮崎県日向市富高318番地山本アパート西の2	合同会社虹の色	宮崎県日向市富高318番地山本アパート西の2	令和3年11月1日	訪問介護
4562190068	訪問看護ステーションMahalo	宮崎県東臼杵郡門川町須賀崎3丁目23番地	合同会社訪問看護ステーションMahalo	宮崎県東臼杵郡門川町須賀崎3丁目23番地	令和3年11月12日	訪問看護

宮崎県告示第 999号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123号) 第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

令和 3 年 12 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4562190068	訪問看護ステーションMahalo	宮崎県東臼杵郡門川町須賀崎3丁目23番地	合同会社訪問看護ステーションMahalo	宮崎県東臼杵郡門川町須賀崎3丁目23番地	令和3年11月12日	介護予防訪問看護

宮崎県告示第1000号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和3年12月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4570302515	訪問看護ステーションふじ	宮崎県延岡市柳沢町二丁目3番1号	株式会社フジエンタープライズ	宮崎県延岡市浜砂二丁目10番29号	令和3年11月10日	訪問看護

宮崎県告示第1001号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和3年12月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4570302515	訪問看護ステーションふじ	宮崎県延岡市柳沢町二丁目3番1号	株式会社フジエンタープライズ	宮崎県延岡市浜砂二丁目10番29号	令和3年11月10日	介護予防訪問看護

宮崎県告示第1002号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年12月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 宮崎市田野町字本野河内甲 12995-1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第1003号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年12月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字板谷字吉村 245-1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第1004号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年12月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町南郷上渡川字荒木谷2816-3(次の図に示す部分に限る。)、2767、2768-1、2780-1、2789-3、2805-5、2808、2809-3、2809-5、2811、2812-2、2816-1、2816-5、2820、2862-5、2862-12、2862-15、2862-26、2862-46、2862-47、2873、2917

- 2 指定の目的 水源の涵養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字荒木谷2862-12・2862-47(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第1005号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年12月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡木城町大字椎木字似り780-1(次の図に示す部分に限る。)、字大谷3220-3、3225、3228から3230まで

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字似り780-1・字大谷3220-3・3225・3228から3230まで(以上6筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに木城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第1006号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年12月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西米良村	竹原	24-4	地滑り
	春之平	24-5	地滑り
	広瀬谷	07-403-1-001	土石流
	西三久保谷	07-403-1-015	土石流
	田無瀬(1)	07-403-1-016	土石流
	村所	07-403-2-008	土石流
	春之平	07-403-2-027	土石流
	竹原(1)	07-403-2-041	土石流
	竹原(2)	07-403-2-042	土石流
	別当谷	07-403-2-043	土石流
	三久保谷	07-403-2-044	土石流
	田無瀬(2)	07-403-2-045	土石流
	中学校	I-1-0231	急傾斜地の崩壊
	別当谷	I-1-3385	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎県西部土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第1007号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年12月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西米良村	西三久保谷	07-403-1-015	土石流
	田無瀬(1)	07-403-1-016	土石流
	村所	07-403-2-008	土石流
	春之平	07-403-2-027	土石流
	竹原(1)	07-403-2-041	土石流
	別当谷	07-403-2-043	土石流
	三久保谷	07-403-2-044	土石流
	田無瀬(2)	07-403-2-045	土石流
	東桐原谷	07-403-1-002	土石流
	西桐原谷	07-403-1-003	土石流
	吉村谷	07-403-1-005	土石流
	二畝之谷(1)	07-403-1-011	土石流
	二畝之谷(2)	07-403-1-012	土石流
	水内谷	07-403-1-018	土石流
	よかりお谷	07-403-1-019	土石流
	よかりお谷-新①	07-403-1-019-新①	土石流
	咲山(3)	07-403-2-004	土石流
	大谷(2)	07-403-2-006	土石流
	中之藪(3)	07-403-2-011	土石流
	縄瀬(2)	07-403-2-013	土石流
	深瀬	07-403-2-026	土石流
	井戸内	07-403-2-039	土石流
	猪津久呂谷	07-403-2-046	土石流

越野尾(1)	07-403-2-047	土石流
小川	07-403-2-048	土石流
松原(3)	07-403-2-055	土石流
越野尾(2)	07-403-2-058	土石流
中学校	I-1-0231	急傾斜地の崩壊
別当谷	I-1-3385	急傾斜地の崩壊
木浦1	II-1-6021	急傾斜地の崩壊
春之平-新①	I-1-1045-新①	急傾斜地の崩壊
元米良	I-1-1046	急傾斜地の崩壊
鶴その2	I-1-1051	急傾斜地の崩壊
鶴その1	I-1-1052	急傾斜地の崩壊
八重その1	I-1-1058	急傾斜地の崩壊
吐合その2	I-1-1059	急傾斜地の崩壊
横野	I-1-1062	急傾斜地の崩壊
越野尾その2	I-1-1065	急傾斜地の崩壊
猪野津久呂-1-新②	I-1-3387-新②	急傾斜地の崩壊
鶴瀬-1	I-1-3388	急傾斜地の崩壊
桐原	I-2-0046	急傾斜地の崩壊
村所小	I-2-0047	急傾斜地の崩壊
吐合その1	II-1-1060	急傾斜地の崩壊
小川公営住宅-新①	II-1-1063-新①	急傾斜地の崩壊
槇之口-1	II-1-6016	急傾斜地の崩壊
槇之口-2	II-1-6017	急傾斜地の崩壊
木浦-1-新①	II-1-6021-新①	急傾斜地の崩壊

木浦 - 2	II - 1 - 6022	急傾斜地の崩壊
吐合その3	II - 1 - 6023	急傾斜地の崩壊
八重その3	II - 1 - 6025	急傾斜地の崩壊
春之平 - 3	II - 1 - 6039	急傾斜地の崩壊
春之平 - 3 - 新①	II - 1 - 6039 - 新①	急傾斜地の崩壊
中三財 - 1 - 新①	II - 1 - 6042 - 新①	急傾斜地の崩壊
吉村 - 1 - 新①	II - 1 - 6045 - 新①	急傾斜地の崩壊
上板谷 - 4	II - 1 - 6047	急傾斜地の崩壊
平瀬 - 1	II - 1 - 6053	急傾斜地の崩壊
平瀬 - 2	II - 1 - 6054	急傾斜地の崩壊
三久保 - 1	II - 1 - 6055	急傾斜地の崩壊
猪野津久呂 - 2	II - 1 - 6056	急傾斜地の崩壊
小川 - 1	II - 1 - 6057	急傾斜地の崩壊
流合 - 1	II - 1 - 6060	急傾斜地の崩壊
横野 - 新①	II - 1 - 6061 - 新①	急傾斜地の崩壊
横野 - 新②	II - 1 - 6061 - 新②	急傾斜地の崩壊
出合之内	II - 1 - 6062	急傾斜地の崩壊
堤原 - 2	II - 1 - 6070	急傾斜地の崩壊
内之畑	II - 1 - 6077	急傾斜地の崩壊
小川 - 4	II - 1 - 6078	急傾斜地の崩壊
小川 - 5	II - 1 - 6079	急傾斜地の崩壊
古屋敷 - 新 ①	II - 1 - 6081 - 新①	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県西都土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第1008号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法

律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年12月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
椎葉村	水口谷川 - 新①	09 - 430 - 1 - 016 - 新①	土石流
	下椎葉川1	09 - 430 - 1 - 019	土石流
	小河内川3	09 - 430 - 1 - 034	土石流
	小河内川	09 - 430 - 1 - 036	土石流
	蟬尾谷川2	09 - 430 - 1 - 040	土石流
	小河内川2	09 - 430 - 1 - 041	土石流
	不土野中谷川	09 - 430 - 2 - 020	土石流
	倉ノ迫谷川	09 - 430 - 2 - 025	土石流
	小河内川4	09 - 430 - 2 - 051	土石流
	竹の枝尾 - 新①	I - 1 - 1413 - 新①	急傾斜地の崩壊
	不土野中 - 1	I - 1 - 3542	急傾斜地の崩壊
	見の木 - 1 - 新①	II - 1 - 7250 - 新①	急傾斜地の崩壊
	下椎葉 - 2 - 新①	II - 1 - 7271 - 新①	急傾斜地の崩壊
	下椎葉 - 2 - 新②	II - 1 - 7271 - 新②	急傾斜地の崩壊
	下椎葉 - 2 - 新③	II - 1 - 7271 - 新③	急傾斜地の崩壊
	下椎葉 - 2 - 新④	II - 1 - 7271 - 新④	急傾斜地の崩壊
	下椎葉 - 2 - 新⑤	II - 1 - 7271 - 新⑤	急傾斜地の崩壊

新石原-2	II-1-7277	急傾斜地の崩壊
榎木峠-2 -新②	II-1-7285-新②	急傾斜地の崩壊
不土野上1	II-1-7304	急傾斜地の崩壊
出小屋2	II-1-7319	急傾斜地の崩壊
尾田-1- 新①	II-1-7331-新①	急傾斜地の崩壊
桑の木原- 2	II-1-7339	急傾斜地の崩壊
春の平-新 ①	II-1-7341-新①	急傾斜地の崩壊
春の平-新 ②	II-1-7341-新②	急傾斜地の崩壊
水越-1- 新①	II-1-7347-新①	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土木整備部砂防課及び宮崎県日土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和3年12月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 NC自動プログラミングCAD/CAMシステム一式 4セット
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和4年3月31日
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - ア 令和3年宮崎県告示第116号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種であること。
 - イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - ウ 納入する物品について、保守、点検、修理、部品の提供等

のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類並びに入札参加申請書を令和4年1月26日までに下記4(1)の場所に提出し、事前に審査を受けること。

3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請の方法

上記2(1)アに掲げる資格を有しない者で参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- (1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208

- (2) 申請書類の受付期間 令和3年12月23日から令和4年1月11日まで（土曜日、日曜日及び祝日並びに12月29日から12月31日まで及び令和4年1月3日を除く。午前9時から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- (2) 期間 令和3年12月23日から令和4年2月2日まで（土曜日、日曜日及び祝日並びに12月29日から12月31日まで及び令和4年1月3日を除く。午前9時から午後5時まで）

5 入札説明書及び入札の条件の交付場所及び交付期間

- (1) 交付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- (2) 交付期間 令和3年12月23日から令和4年1月26日まで（土曜日、日曜日及び祝日並びに12月29日から12月31日まで及び令和4年1月3日を除く。午前9時から午後5時まで）

6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- (2) 提出期限 令和4年2月2日午前10時（送付にあっては、令和4年2月1日午後5時必着）
- (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。

7 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁1号館1階物品管理調達課入札室 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- (2) 日時 令和4年2月2日午前10時

8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

12 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

- (1) この競争入札による調達、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of goods and/or services required:
Complete CNC CAD/CAM System (Software and Hardware) - 4 Pcs.
- (2) Time limit for tender: 10:00 a.m. 2 February, 2022
- (3) Contact point for the notice: Article Procurement Section, Article Management and Procurement Division, Treasury Bureau, Miyazaki Prefectural Government, Tachibanadori Higashi 2 - 10 - 1, Miyazaki City, Miyazaki Prefecture, Japan. 880-8501 TEL: 0985-26-7208

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和3年12月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
レーダARPAシミュレータ装置一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年12月15日
- 4 落札者の氏名及び住所
フルノ九州販売株式会社南九州支店 日南市南郷町中村乙4847番地
- 5 落札金額
65,813,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和3年11月4日

落札者等の公告

病院局企業管理規程

県立病院料金等規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和3年12月23日

宮崎県病院局長 桑山秀彦

宮崎県病院局企業管理規程第5号

県立病院料金等規程の一部を改正する企業管理規程

県立病院料金等規程 (平成18年宮崎県病院局企業管理規程第12号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表 (第3条関係)					別表 (第3条関係)				
区	分	単	金	備	区	分	単	金	備
		位	額	考			位	額	考
1 病室 使用料	特別室A (個室)	1人1日 につき 分娩等 のため に入院 する者 その他 の者	<u>12,000円</u>	[略]	1 病室 使用料	特別室A (個室)	1人1日 につき 分娩等 のため に入院 する者 その他 の者	<u>16,182円</u>	[略]
	特別室B (同)	1人1日 につき 分娩等 のため に入院 する者 その他 の者	<u>11,370円</u>			特別室B (同)	1人1日 につき 分娩等 のため に入院 する者 その他 の者	<u>5,364円</u>	
	特別室C (同)	1人1日 につき 分娩等 のため に入院 する者	<u>12,507円</u>			特別室C (同)	1人1日 につき 分娩等 のため に入院 する者	<u>5,900円</u>	
		1人1日 につき 分娩等 のため に入院 する者	<u>11,000円</u>				1人1日 につき 分娩等 のため に入院 する者	<u>5,091円</u>	

	その他 の者	12,100円				その他 の者	5,600円	
	特別室D (同)	1人1日 につき 分娩等 のため に入院 する者 その他 の者	5,600円 6,160円			特別室D (同)	1人1日 につき 分娩等 のため に入院 する者 その他 の者	3,728円 4,100円
	特別室E (同)	1人1日 につき 分娩等 のため に入院 する者 その他 の者	5,000円 5,500円		県立延岡病院	特別室E (個室)	1人1日 につき 分娩等 のため に入院 する者 その他 の者	11,000円 12,100円
	特別室F (同)	1人1日 につき 分娩等 のため に入院 する者 その他 の者	3,410円 3,751円			特別室F (同)	1人1日 につき 分娩等 のため に入院 する者 その他 の者	5,000円 5,500円
	特別室G (同)	1人1日 につき 分娩等 のため に入院 する者 その他 の者	2,840円 3,124円			特別室G (2人室)	1人1日 につき 分娩等 のため に入院 する者 その他 の者	1,300円 1,430円
	特別室H (2人室)	1人1日 につき 分娩等 のため に入院 する者 その他 の者	1,300円 1,430円		県立日南病院	特別室H (個室)	1人1日 につき 分娩等 のため に入院 する者 その他 の者	12,000円 13,200円
	特別室I (同)	1人1日 につき 分娩等 のため に入院 する者 その他 の者	910円 1,001円			特別室I (同)	1人1日 につき 分娩等 のため に入院 する者 その他 の者	5,600円 6,160円
						特別室J (同)	1人1日 につき 分娩等 のため	5,000円

								に入院する者 その他の者	5,500円		
								特別室K (同)	1人1日につき 分娩等のため に入院する者 その他の者	2,840円	
										3,124円	
[略]					[略]						
	5	産科医療補償制度掛金	同		16,000円						[略]
[略]					[略]						
	5	産科医療補償制度掛金						1児につき		12,000円	[略]
[略]					[略]						

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。ただし、別表の1の項の改正規定は、令和4年1月11日から施行する。

公安委員会告示

宮崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規程の一部を改正する告示をここに公表する。

令和3年12月23日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

宮崎県公安委員会告示第 124号

宮崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規程の一部を改正する告示

宮崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規程（令和3年宮崎県公安委員会告示第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
法令等	規定	法令等	規定
道路交通法（昭和35年法律第105号）	第78条第1項、第4項及び第5項	道路交通法（昭和35年法律第105号）	<u>第74条の3第5項並びに第78条第1項、第4項及び第5項</u>
[略]		[略]	
警備業法（昭和47年法律第17号）	第16条第2項及び第3項	警備業法（昭和47年法律第17号）	<u>第10条第1項並びに第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項</u>
		<u>重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）</u>	第10条第3項
		<u>道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）</u>	第5条第1項及び第8条第1項
		[略]	
自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号）	[略]	自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号）	[略]
		<u>宮崎県道路交通法施行細則（昭和35年宮崎県公安委員会規則第8号）</u>	第7条第3項並びに第13条第1項及び第2項
別表第2（第4条第2項、第4項関係）		別表第2（第4条第2項、第4項関係）	

法令等	規定	法令等	規定
道路交通法（昭和35年法律第105号）	第78条第1項、第4項及び第5項	道路交通法（昭和35年法律第105号）	第74条の3第5項並びに第78条第1項、第4項及び第5項
警備業法（昭和47年法律第17号）	第16条第2項及び第3項	警備業法（昭和47年法律第17号）	第10条第1項並びに第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項
		重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）	第10条第3項
		道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第5条第1項及び第8条第1項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	[略]	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	[略]
		宮崎県道路交通法施行細則（昭和35年宮崎県公安委員会規則第8号）	第7条第3項並びに第13条第1項及び第2項

附 則

この告示は、令和4年1月4日から施行する。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第78号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和3年12月1日現在次のとおりである。

令和3年12月23日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,044人
 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 212,771人

宮崎県選挙管理委員会告示第79号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を

乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和3年12月1日現在次のとおりである。

令和3年12月23日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

宮崎市選挙区	110,963人
都城市選挙区	44,739人
延岡市選挙区	33,711人
日南市選挙区	14,515人
小林市・西諸県郡選挙区	14,955人
日向市選挙区	16,696人
串間市選挙区	4,978人
西都市・西米良村選挙区	8,618人
えびの市選挙区	5,282人
北諸県郡選挙区	6,886人
東諸県郡選挙区	7,378人
児湯郡選挙区	18,892人
東臼杵郡選挙区	7,648人
西臼杵郡選挙区	5,464人